

都南図書館照明等交換修繕仕様書

- 1 件名 都南図書館照明等交換修繕
- 2 履行場所 盛岡市永井24地割90番地2
- 3 履行期間 契約締結の翌日から令和7年2月28日まで
- 4 修繕等の内容
詳細は、修繕内訳書による。
 - (1) 既存照明のLED照明への交換等修繕
 - (2) 高圧引込ケーブルの交換。(事前調査により、既存のケーブルを撤去し同ルートへの再設置は設置スペースの空間が狭いことから、一部を外壁に露出で配線することとする。)
- 5 作業可能な日及び時間
 - (1) 作業可能な日及び時間
 - ア 作業可能な日
休館日以外の日(毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、直近の休日ではない日)が休館日となる。)
 - イ 作業可能な時間
作業時間は、原則として施設職員のいる時間とする。
 - (2) 休館日における作業等
 - ア 休館日に作業を行いたい場合は、事前に都南図書館と協議すること。
 - イ 現場作業に伴い、休館が必要な場合は、その日又は期間の2か月前を目安に、都南図書館と協議すること。
- 6 一般事項
 - (1) 本仕様書は、本修繕の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本修繕の目的達成のために必要な処理については、受注者の責任においてこれを行うこと。
 - (2) 本修繕の内容に疑義が生じた場合、受注者は発注者と協議し、発注者の指示に従うこと。
 - (3) 本修繕の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
 - (4) 本修繕の実施にあたっては、安全対策を十分に行うとともに、作業員への安全教育を徹底し労務災害の防止に努めること。
- 7 仕様
 - (1) 友通仕様
設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書(盛岡市ホームページを参照)」及び最新版「公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械

設備工事編)」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者と協議すること。

8 施工

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設であるため、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打合せを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合には、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電気等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建築工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。(要領書等は盛岡市ホームページを参照)
- (8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (9) 本修繕の期間中、他の修繕（空調、屋根・トイレ、エレベータ、消防設備等）も行うことから、他の修繕の受注者と工程を調整すること。

9 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 修繕計画書
- (3) 修繕完了報告書
- (4) 施工写真（施工前、施工中、施工後）
- (5) その他必要なもの

10 保証

- (1) 本修繕に係る保証期間は、業務の完了確認を行った日から1年間とする。
- (2) 保証期間中、修繕の対象設備に不具合が生じたときは、速やかに技術員を派遣し復旧作業を行うこと。
- (3) 復旧に要する費用は、原則として受注者の負担とする。ただし、有償部品の交換を要する場合や発注者の不適切な管理等受注者の責に帰さない事由によって生じた不具合についてはこの限りではなく、その場合の費用負担については、発注者と受注者が協議して定め

る。

11 その他

- (1) 現場代理人は不要であるが、現場責任者を選任すること。
- (2) 契約代金は一括払いとし、前金払いは行わない。
- (3) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。